

令和元年度 第3回郡上市国民健康保険事業の運営に関する協議会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年2月4日（火）午後1時30分～午後3時48分
- 2 開催場所 郡上市役所八幡庁舎4階大会議室
- 3 出席者
(出席委員) 浅野勝、小林小百合、杉下總吉、後藤忠雄、松田一雄、田島利明
尾村忠雄、清水正照、森藤文男、三島一貴、前田一範
(欠席委員) 蒲智美、山下優子
(事務局) 青木副市長、和田美江子健康福祉部長、古川義幸保険年金課長、
山本恵子課長補佐兼保険年金係長
- 4 傍聴者 0人
- 5 議題
 - (1) 郡上市国民健康保険の状況について
 - ・保険給付費 月別状況
 - ・令和元年度国民健康保険税収納状況
 - (2) 国民健康保険税条例の改正点について
 - ・国民健康保険税の賦課限度額の変更（案）
 - ・国民健康保険税の軽減判定基準の拡充（案）
 - (3) 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計予算（案）について
 - ・国民健康保険基金の状況と積立及び取崩
 - ・令和2年度国保事業費納付金の状況
 - ・令和2年度国保予算（案）及び令和元年度決算見込み
- 6 その他
 - 1) 国民健康保険事業としての特定健診について
 - 2) 後期高齢者医療制度における自己負担割合引上げについて
- 6 議事内容
 - (1) 郡上市国民健康保険の状況について
 - ・保険給付費 月別状況
令和元年4月から11月までの支払状況は前年比102.7%で、医療費は増加傾向。
 - ・令和元年度国民健康保険税収納状況
12月末までの収納率は、前年度より約△0.7%。
 - (2) 国民健康保険税条例の改正点について
国会で地方税法がとおり次第、下記の条例改正を行う。
 - ・国民健康保険税の賦課限度額の変更（案）
医療費分の課税限度額を2万円引上げ、介護納付金分を1万円引き上げ。
保険税総額の課税限度額としては、96万円から99万円に。
 - ・国民健康保険税の軽減判定基準の拡充（案）
保険税の均等割と平等割の5割軽減の対象を、合計所得額が（33万円+28万円×
世帯の国保加入者数）から（33万円+28万5,000円×世帯の国保加入者数）以下とする。
保険税の均等割と平等割の2割軽減の対象を、合計所得額が（33万円+51万円×

世帯の国保加入者数) から (33 万円+52 万円以下×世帯の国保加入者数) 以下とする。

(3) 令和 2 年度郡上市国民健康保険特別会計予算 (案) について

- ・国民健康保険基金の状況と積立及び取崩
3 億 5 千万円ほどの基金から 4 千万円を取り崩し、利息分のみを積み立てる
- ・令和 2 年度国保事業費納付金の状況
昨年度の納付金が多額になりすぎたことを反省に、国が納付金の算出方法を変更したため、岐阜県に納付する金額が前年比約 1 億 6, 900 万円の減額となった。
- ・令和 2 年度国保予算 (案) 及び令和元年度決算見込み
令和元年度決算見込みから令和 2 年度への繰越金を 1 億円とするともに、国民健康保険基金から 4 千万円を繰り入れることにより、保険税率は前年度と同率とする。

7 その他

- ・国民健康保険事業としての特定健診について
郡上市の平成 30 年度特定健診の受診率は 56. 8%。
全国で 3 割以内の受診率となっているが、60%を超えないと国からの交付金が満額とならない。
- ・後期高齢者医療制度における自己負担割合引上げについて
後期高齢者医療制度による保険給付費分の 4 割を社会保険などの現役世代が負担。
今後益々増えていく社会保険料を抑制するために、団塊の世代が 75 歳になるまでに後期高齢者の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げることを検討。
2 割負担を適用する所得要件が焦点となる。